

● ● ● ご存知ですか？ 相互貸借・遠隔地返却制度 ● ● ●

県立図書館では、県内や県外の図書館と相互に連携・協力しています。そのような図書館どうしのネットワークを通じてできる、相互貸借・遠隔地返却というサービスについてをご紹介します。

＜相互貸借制度＞

県立図書館でお探しの資料が見つからなかった場合は、県立図書館を通じて県内や県外の図書館の資料を借りることができます。また、お住まいの市町村立図書館・公民館図書室を通じて、県立図書館の本を借りることもできます。

“探している本が見つからない”そんな時は、ぜひ、県立図書館にお気軽にお問い合わせください。みなさんのお話をお伺いして、ご希望の資料をお探しします。

* 図書館間で資料の貸し借りをすることを相互貸借といいます。

＜遠隔地返却制度＞

県立図書館の本は、お住まいの市町村立図書館や一部の公民館図書室で返却できます。

新たに以下の図書館でも
遠隔地返却ができるようになりました

- ◆南相馬市立（小高／鹿島）図書館
- ◆古殿町図書館
- ◆大玉村歴史民俗資料館
あだたらふるさとホール
- ◆中島村生涯学習センター輝ら里
- ◆福島大学附属図書館

* ご返却の際は、遠隔地返却をする図書館(室)の職員に“県立図書館の本の返却”であることをお伝えください。また、ブックポストへの返却はご遠慮下さい。

福島大学附属図書館との連携が始まりました

平成21年4月より福島大学附属図書館との連携を本格的に施行しました。これにより、県立図書館で福島大学附属図書館の本が、福島大学附属図書館で県立図書館の本が借りられるようになりました。

また、県立図書館で借りた本を福島大学附属図書館で、福島大学附属図書館で借りた本を県立図書館で返却することもできるようになりました。

ぜひご活用ください！